

建指 第 448 号
令和 7 年 6 月 23 日

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会 会長殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

建築士事務所登録申請手数料の改正について

本県行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

茨城県手数料徴収条例が改正され、令和 7 年 8 月 1 日から下記の手数料に変更になりますので、ご連絡いたします。なお、貴会員等にご周知下さいますようお願いいたします。

記

1 改正となる申請手数料

名称	金額
建築士事務所登録申請手数料	一級建築士事務所：22,000 円 二級建築士事務所、木造建築士事務所：20,000 円

2 施行日

令和 7 年 8 月 1 日

お問い合わせ先
茨城県土木部都市局建築指導課
監察・免許担当
TEL 029 - 301 - 4722